

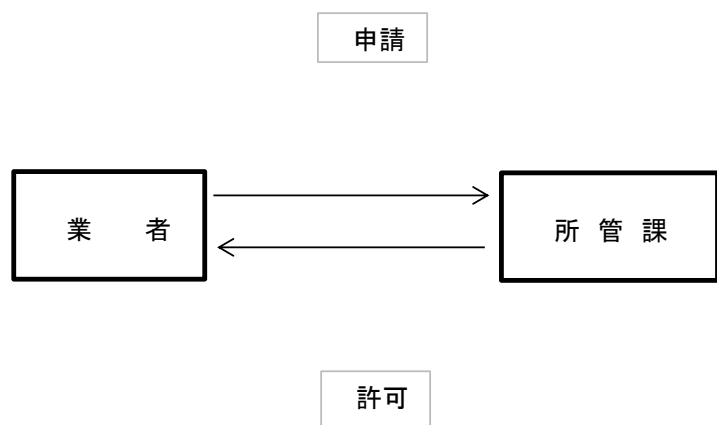
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	一般廃棄物処分業の許可	
処 分 の 概 要	一般廃棄物処分業を行うことを許可する。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第7条第6項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判 断 基 準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項の内容に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第7条第6項 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該事業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。・・・。</p> <p>第7条第10項 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 1 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 2 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 4 申請者が第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 1 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) ・・・。 (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 ・・・。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。